

令和 7 年 6 月 19 日

報道機関各社 御中

連 絡 先	
課 係 名	こども家庭センター
電話番号	20-8087

1. 発表事項

知ってほしい！【マルトリ】

2. 目的

令和元年 児童虐待防止法が改正され、「体罰や監護、教育に必要な範囲を超える行為による懲戒をしてはならず」とされたものの、この時点では、民法第822条「懲戒権」は残っていました。「懲戒権」という言葉は、「懲らしめる、戒める」という強力な権力の印象を与え、児童虐待の口実になることがあるため、令和4年12月に第822条は、削除されました。

法律で体罰は禁止されたものの、いまだ十分に認知されているとはいいがたい現状があるため、体罰等の避けるべき子育て(マルトリートメント)がこどもに与える影響について周知します。

3. 内容

マルトリートメントとは、こどもに暴力や暴言をふるう行為など、こどもの心や身体が傷つく行為「避けるべき子育て」のことを言います。

マルトリートメントは、こどもの成長、発達に悪影響を及ぼしたり、トラウマとなりPTSD(心的外傷ストレス障害)を発症するリスクも高まります。

また、大人になってから心のトラブルを発症し、将来の人間関係にも影響を及ぼす可能性があるとも言われています。

今回の記者発表を通じて、改めて、市民の皆様「体罰や暴言など、こどもの心や身体が傷つく行為は虐待である」という認識をもっていただき、避けたい子育て、不適切な養育がこどもに与える影響を周知することで、児童虐待の予防につなげます。

マルトリートメント(避けるべき子育て)について、幼稚園・保育園・認定こども園、小中学校等へポスターの掲示とリーフレットの配布を行い、子育て世帯への周知を図るとともに、市ホームページでも改めて、マルトリートメントがこどもに与える影響について周知し、児童虐待予防につなげます。

なお、本事業は令和 6 年度職員提案制度で採択されたもので、チラシ・ポスターの作成には、ナッジチームの支援協力を受けました。